

III. 自動車関連税

本章では、フランスの自動車関連税の概要について整理する。調査対象とする税目を下表に示す。なお、付加価値税は利用段階の燃料にも課税されるが、概要の整理においては取得段階で併せて扱うこととする。また、2013年10月に導入が無期限延期となっている重量貨物車に対する走行課徴金(écotaxe)については、導入から無期限延期に至った経緯などを中心にまとめる。

税率、税額、補助金額はすべて2018年時点の値を掲載。

表 III-1：調査対象とする税目

段階	税目	フランス語
取得段階	自動車登録税	Taxe sur les certificats d'immatriculation des véhicules (carte grise)
	職業訓練税	Taxe destinée à financer le développement des actions de formation professionnelle dans les transports routiers
	ボーナス・マルス	bonus-malus
	付加価値税	Taxe sur la valeur ajoutée
保有段階	社有自動車税	Taxe sur les véhicules des sociétés(TVS)
	汚染車税	Malus applicable aux voitures particulières les plus polluantes
	車軸税	Taxe spéciale sur certains véhicules routiers(TSVR)
利用段階	石油製品内国消費税	Taxe intérieure de consommation sur les produits énergétiques(TICPE)
	電力最終消費内国税	Taxe intérieure sur la consommation finale d'électricité (TICFE)
	電力最終消費税	Taxe sur la consommation finale d'électricité (TCFE)
	エコタックス	écotaxe

1. 取得段階の課税

1.1 自動車登録税 (Carte grise)

導入年	1988年
課税主体 ⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の場合：所有者の自宅がある州 ・商用車の場合：車両が配置される事業者がある州
課税客体	あらゆる車両の登録
納稅義務者	車両を保有する個人・法人

⁴⁰ Code général des impôts Article 1599 quindecies (一般税法典 第1599 quindecies条)

納税時期	車両の登録時																																												
納税方法 ⁴¹	電子小切手またはクレジットカードによる支払い																																												
課税標準 ⁴²	課税馬力(CV) ・ 課税馬力 = 1kmあたり CO2 排出量 ÷ 45 + (馬力(kW) ÷ 40)^(1/6)																																												
税率／税額表	<p>・ 地方税 課税馬力あたりの税率は州の評議会によって決定され、それに車種別係数を乗じた値が課税額となる。州別の課税馬力あたり税率を以下に、車種別係数を下段の表に示す。車種別係数は州ごとに変更することはできない⁴³。</p> <p style="text-align: center;">表：自動車登録税（地方税分）の州別税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>州</th> <th>税率(EUR/CV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ</td><td>43</td></tr> <tr><td>ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ</td><td>51</td></tr> <tr><td>ブルターニュ</td><td>51</td></tr> <tr><td>サントル＝ヴァル・ド・ロワール</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>コルス</td><td>27</td></tr> <tr><td>アルザス(グラン・テスト)</td><td>40.16</td></tr> <tr><td>シャンパニユ＝アルデンヌ(グラン・テスト)</td><td>39.66</td></tr> <tr><td>ロレーヌ(グラン・テスト)</td><td>43</td></tr> <tr><td>ノールパドカレ(オーノード＝フランス)</td><td>40.2</td></tr> <tr><td>ピカルディ(オーノード＝フランス)</td><td>33</td></tr> <tr><td>イル＝ド＝フランス</td><td>46.15</td></tr> <tr><td>ヌーヴェル＝アキテーヌ</td><td>41</td></tr> <tr><td>ノルマンディー</td><td>35</td></tr> <tr><td>オクシタニー</td><td>44</td></tr> <tr><td>ペイ・ド・ラ・ロワール</td><td>48</td></tr> <tr><td>プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール</td><td>51.2</td></tr> <tr><td>グアドループ</td><td>41</td></tr> <tr><td>ギュイサンヌ</td><td>42.5</td></tr> <tr><td>レユニオン</td><td>51</td></tr> <tr><td>マルティニーカ</td><td>30</td></tr> <tr><td>マヨット</td><td>30</td></tr> </tbody> </table>	州	税率(EUR/CV)	オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ	43	ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ	51	ブルターニュ	51	サントル＝ヴァル・ド・ロワール	49.8	コルス	27	アルザス(グラン・テスト)	40.16	シャンパニユ＝アルデンヌ(グラン・テスト)	39.66	ロレーヌ(グラン・テスト)	43	ノールパドカレ(オーノード＝フランス)	40.2	ピカルディ(オーノード＝フランス)	33	イル＝ド＝フランス	46.15	ヌーヴェル＝アキテーヌ	41	ノルマンディー	35	オクシタニー	44	ペイ・ド・ラ・ロワール	48	プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	51.2	グアドループ	41	ギュイサンヌ	42.5	レユニオン	51	マルティニーカ	30	マヨット	30
州	税率(EUR/CV)																																												
オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ	43																																												
ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ	51																																												
ブルターニュ	51																																												
サントル＝ヴァル・ド・ロワール	49.8																																												
コルス	27																																												
アルザス(グラン・テスト)	40.16																																												
シャンパニユ＝アルデンヌ(グラン・テスト)	39.66																																												
ロレーヌ(グラン・テスト)	43																																												
ノールパドカレ(オーノード＝フランス)	40.2																																												
ピカルディ(オーノード＝フランス)	33																																												
イル＝ド＝フランス	46.15																																												
ヌーヴェル＝アキテーヌ	41																																												
ノルマンディー	35																																												
オクシタニー	44																																												
ペイ・ド・ラ・ロワール	48																																												
プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	51.2																																												
グアドループ	41																																												
ギュイサンヌ	42.5																																												
レユニオン	51																																												
マルティニーカ	30																																												
マヨット	30																																												

⁴¹ Code général des impôts Annexe 3, Article 313 BE (一般税法典附則 3 第 313 BE 条)

⁴² Code général des impôts Article 1599 sexdecies (一般税法典 第 1599 sexdecies 条)

⁴³ Code général des impôts Article 1599 novodecies (一般税法典 第 1599 novodecies 条)

税率／税額表	<p style="text-align: center;">表：自動車登録税（地方税）の車種別係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th><th>車齢</th><th>係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総車両重量 3.5 トン未満の自家用車、三輪車、ライトバン</td><td>10 年未満</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>10 年以上</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td rowspan="2">125cc 以上の二輪車</td><td>10 年未満</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>10 年以上</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td rowspan="2">125cc 未満の二輪車</td><td>10 年未満</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>10 年以上</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>モペッド(例えば 50cc のスクーター)</td><td>—</td><td>0</td></tr> <tr> <td rowspan="2">車両総重量 3.5 トン以上の車両</td><td>10 年未満</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>10 年以上</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td rowspan="2">トラクター・トラック</td><td>10 年未満</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>10 年以上</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>農業用車両</td><td>—</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>トレーラー・セミトレーラー</td><td>—</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>W garage Certificate</td><td>自動車専門家により設定</td><td>2.0</td></tr> </tbody> </table>			車種	車齢	係数	総車両重量 3.5 トン未満の自家用車、三輪車、ライトバン	10 年未満	1.0	10 年以上	0.5	125cc 以上の二輪車	10 年未満	0.5	10 年以上	0.25	125cc 未満の二輪車	10 年未満	0.5	10 年以上	0.25	モペッド(例えば 50cc のスクーター)	—	0	車両総重量 3.5 トン以上の車両	10 年未満	0.5	10 年以上	0.25	トラクター・トラック	10 年未満	0.5	10 年以上	0.25	農業用車両	—	1.5	トレーラー・セミトレーラー	—	1.5	W garage Certificate	自動車専門家により設定	2.0
車種	車齢	係数																																									
総車両重量 3.5 トン未満の自家用車、三輪車、ライトバン	10 年未満	1.0																																									
	10 年以上	0.5																																									
125cc 以上の二輪車	10 年未満	0.5																																									
	10 年以上	0.25																																									
125cc 未満の二輪車	10 年未満	0.5																																									
	10 年以上	0.25																																									
モペッド(例えば 50cc のスクーター)	—	0																																									
車両総重量 3.5 トン以上の車両	10 年未満	0.5																																									
	10 年以上	0.25																																									
トラクター・トラック	10 年未満	0.5																																									
	10 年以上	0.25																																									
農業用車両	—	1.5																																									
トレーラー・セミトレーラー	—	1.5																																									
W garage Certificate	自動車専門家により設定	2.0																																									
<ul style="list-style-type: none"> 中古乗用車追加税⁴⁴ <p>中古で所有者が再登録される乗用車は、課税馬力に応じて以下に示す税額を追加的に徴収される。</p>																																											
<p style="text-align: center;">表：自動車登録税における中古乗用車に対する税額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税馬力</th><th>税額(EUR)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 以下</td><td>0</td></tr> <tr> <td>10~11</td><td>100</td></tr> <tr> <td>12~14</td><td>300</td></tr> <tr> <td>15 以上</td><td>1,000</td></tr> </tbody> </table>			課税馬力	税額(EUR)	9 以下	0	10~11	100	12~14	300	15 以上	1,000																															
課税馬力	税額(EUR)																																										
9 以下	0																																										
10~11	100																																										
12~14	300																																										
15 以上	1,000																																										
<ul style="list-style-type: none"> 高馬力車追加税⁴⁵ <p>2018 年 1 月 1 日以降に新車登録された乗用車のうち、課税馬力が 36CV を超える乗用車は高馬力車とされ、1CV 超過ごとに 500EUR(上限 8,000EUR)を追加的に徴収される。</p>																																											
<p>税収使途⁴⁶</p> <p>州政府の一般財源に充当</p>																																											
<p>グリーン化に係る減免措置・重課等</p> <p>電動車(BEV、PHV、HV、FCV 含む)、バイオ燃料(B85)車、天然ガス車、LPG 車とするクリーン車については、州の評議会によって決定される減税率に応じて課税額が減免される⁴⁷。州別の減税率を以下に示す。</p>																																											

⁴⁴ Code général des impôts Article 1010 bis (一般税法典 第 1010 bis 条)

⁴⁵ Code général des impôts Article 1010 ter (一般税法典 第 1010 ter 条)

⁴⁶ Code général des impôts Article 1599 quindecies (一般税法典 第 1599 quindecies 条)

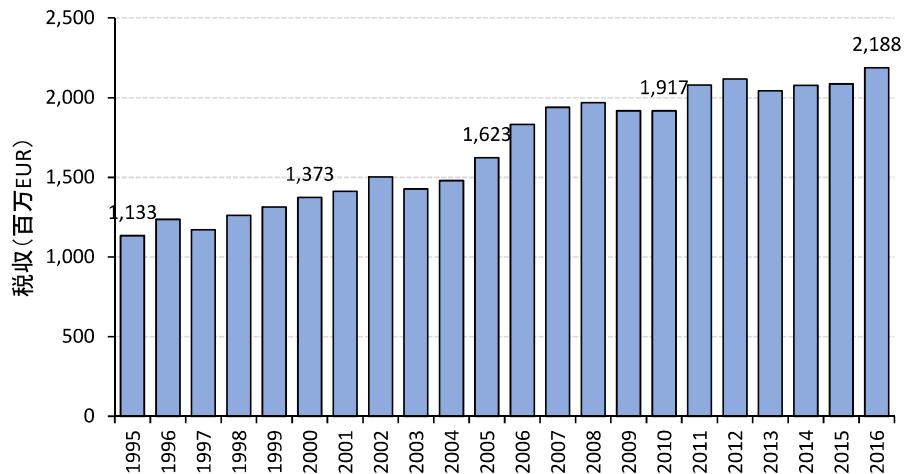
⁴⁷ Code général des impôts Article 1599 novodecies A (一般税法典 第 1599 novodecies A 条)

グリーン化に
係る減免措
置・重課等

表：自動車登録税（地方税）のクリーン車減税率

州	減税率
オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ	100%
ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ	100%
ブルターニュ	50%
サントル＝ヴァル・ド・ロワール	0%
コルス	100%
アルザス(グラン・テスト)	100%
シャンパニュ＝アルデンヌ(グラン・テスト)	100%
ロレーヌ(グラン・テスト)	100%
ノールパドカレ(オード＝フランス)	100%
ピカルディ(オード＝フランス)	50%
イル＝ド＝フランス	100%
ヌエベル＝アキテーヌ	100%
ノルマンディー	100%
オクシタニー	100%
ペイ・ド・ラ・ロワール	100%
プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	100%
グアドループ	0%
ギュイサンヌ	0%
レユニオン	0%
マルティニーク	0%
マヨット	0%

税収推移



図：自動車登録税の税収推移

(出典) European Comission taxation and Customs Union ウェブページ「Data on taxation - National tax lists」より作成。

1.2 職業訓練税⁴⁸ (Taxe destinée à financer le développement des actions de formation professionnelle dans les transports routiers)

導入年	2004 年																												
課税主体	国																												
課税客体	商用車(貨物車・バス等)の登録																												
納税義務者	商用車(貨物車・バス等)を保有する個人・法人																												
納税時期	車両の登録時																												
納税方法	自動車登録税と同時に納税(電子小切手またはクレジットカードによる支払い)																												
課税標準	車両総重量																												
税率／税額表	<p>車両総重量に応じて表に示す税額が課税される</p> <p style="text-align: center;">表：職業訓練税の税額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両総重量</th> <th>税額(EUR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.5 トン以下</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>3.5 トン超～6 トン以下</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>6 トン超～11 トン以下</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>11 トン超・公共交通車両</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	車両総重量	税額(EUR)	3.5 トン以下	38	3.5 トン超～6 トン以下	135	6 トン超～11 トン以下	200	11 トン超・公共交通車両	350																		
車両総重量	税額(EUR)																												
3.5 トン以下	38																												
3.5 トン超～6 トン以下	135																												
6 トン超～11 トン以下	200																												
11 トン超・公共交通車両	350																												
税収使途	Association pour le Développement de la Formation en Transports et Logistique(物流輸送訓練開発協会)に充当され、商用車運転手の職業訓練に活用される																												
グリーン化に係る減免措置・重課等	なし																												
税収推移	<p>予算書によれば、2005～2006、2014～2015 年の実績値は「nd」となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>税収(百万EUR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>#N/A</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>#N/A</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>#N/A</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>#N/A</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図：職業訓練税の税収推移</p> <p>(出典)フランス政府「ÉVALUATIONS DES VOIES ET MOYENS Les évaluations de recettes Tome I」の各年版より作成。</p>	年	税収(百万EUR)	2004	59	2005	#N/A	2006	#N/A	2007	67	2008	68	2009	60	2010	57	2011	67	2012	63	2013	61	2014	#N/A	2015	#N/A	2016	60
年	税収(百万EUR)																												
2004	59																												
2005	#N/A																												
2006	#N/A																												
2007	67																												
2008	68																												
2009	60																												
2010	57																												
2011	67																												
2012	63																												
2013	61																												
2014	#N/A																												
2015	#N/A																												
2016	60																												

⁴⁸ Code général des impôts Article 1635 bis M (一般税法典 第 1635 bis M 条)

1.3 ボーナス・マルス⁴⁹ (bonus-malus)

導入年	2008 年
課税主体	国
課税客体	乗用車の登録(特殊車両、障がい者保有車を除く)
納税義務者	乗用車を保有する個人・法人
納税時期	車両の登録時
納税方法	自動車登録税と同時に納税(電子小切手またはクレジットカードによる支払い)
課税標準	1kmあたり CO2 排出量
税率／税額表	登録車の 1kmあたり CO2 排出量に応じて以下に示す税額が徴収される。但し、バイオエタノール(E85)を使用可能な車両は、CO2 排出量を 40%削減した値として算定する。また、子どもが 3人以上いる扶養世帯で、5人乗り以上の乗用車を購入する場合、3人目から扶養児 1人あたり 20gCO2/km 減少させた値で算定した税額となり、事後申請により還付を受けることができる。

表：ボーナス・マルスの税額（2018 年時点）

CO2 排出量	税額(EUR)	CO2 排出量	税額(EUR)	CO2 排出量	税額(EUR)
119 以下	0	141	1,153	163	4,673
120	50	142	1,260	164	4,890
121	53	143	1,373	165	5,113
122	60	144	1,490	166	5,340
123	73	145	1,613	167	5,573
124	90	146	1,740	168	5,810
125	113	147	1,873	169	6,053
126	140	148	2,010	170	6,300
127	173	149	2,153	171	6,553
128	210	150	2,300	172	6,810
129	253	151	2,453	173	7,073
130	300	152	2,610	174	7,340
131	353	153	2,773	175	7,613
132	410	154	2,940	176	7,890
133	473	155	3,113	177	8,173
134	540	156	3,290	178	8,460
135	613	157	3,473	179	8,753
136	690	158	3,660	180	9,050
137	773	159	3,853	181	9,353
138	860	160	4,050	182	9,660
139	953	161	4,253	183	9,973
140	1,050	162	4,460	184	10,290
185 以上		185 以上	10,500		

⁴⁹ Code général des impôts Article 1011 bis (一般税法典 第 1011 bis 条)

税率／税額表	<p>図：ボーナス・マルスの課税額の推移</p>								
税収使途 ⁵⁰	<p>次項に示す低排出ガス車両の取得に係る補助金であるエコロジーボーナス (bonus écologique)、コンバージョンプレミアム (prime à la conversion)、電動アシスト自転車ボーナス (bonus vélo) に全て充当される</p>								
グリーン化に 係る減免措 置・重課等 ⁵¹	<ul style="list-style-type: none"> エコロジーボーナス (bonus écologique) <p>2008年1月1日より、低排出ガス車の普及を促すための補助金制度を導入。補助金額及び補助金対象車種を以下に示す。</p> <p>表：エコロジーボーナスの補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車種</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-20gCO2/km の自家用車・バン・特殊車両</td> <td>6,000EUR (上限取得価格 27%)</td> </tr> <tr> <td>電動自転車・電気二輪車・電気三輪車(鉛蓄電池を使用しないもの)</td> <td>バッテリー総電力量 3kWh 以上 250EUR/kWh 上乗せ (上限 1000EUR)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バッテリー総電力量 3kWh 未満 100EUR 上乗せ</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> コンバージョンプレミアム (prime à la conversion) <p>2018年1月1日より、気候計画の一環として、古い車両から新しいクリーン車両への更新を促すスクラップインセンティブを導入。対象となる廃車の車種は課税世帯・非課税世帯に応じて異なる(下表)。補助金額を下段の表に示す。なお、コンバージョンプレミアムによる補助金は、エコロジーボーナスに上乗せされる形で支給される。</p>	対象車種	補助金額	0-20gCO2/km の自家用車・バン・特殊車両	6,000EUR (上限取得価格 27%)	電動自転車・電気二輪車・電気三輪車(鉛蓄電池を使用しないもの)	バッテリー総電力量 3kWh 以上 250EUR/kWh 上乗せ (上限 1000EUR)		バッテリー総電力量 3kWh 未満 100EUR 上乗せ
対象車種	補助金額								
0-20gCO2/km の自家用車・バン・特殊車両	6,000EUR (上限取得価格 27%)								
電動自転車・電気二輪車・電気三輪車(鉛蓄電池を使用しないもの)	バッテリー総電力量 3kWh 以上 250EUR/kWh 上乗せ (上限 1000EUR)								
	バッテリー総電力量 3kWh 未満 100EUR 上乗せ								

⁵⁰ Ministère de la Transition écologique et solidaire ウェブページ「bonus-malus écologique, prime à la conversion et bonus vélo」

⁵¹ Code de l'énergie Article D251-3(エネルギー法第D251-3条)

グリーン化に
係る減免措
置・重課等

表：コンバージョンプレミアムの対象となる廃車の車種

対象世帯	対象車種
課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2001年以前に登録されたディーゼル車 1997年以前に登録されたガソリン車
非課税世帯(課税所得が一定額を下回る世帯)	<ul style="list-style-type: none"> 2006年以前に登録されたディーゼル車 1997年以前に登録されたガソリン車

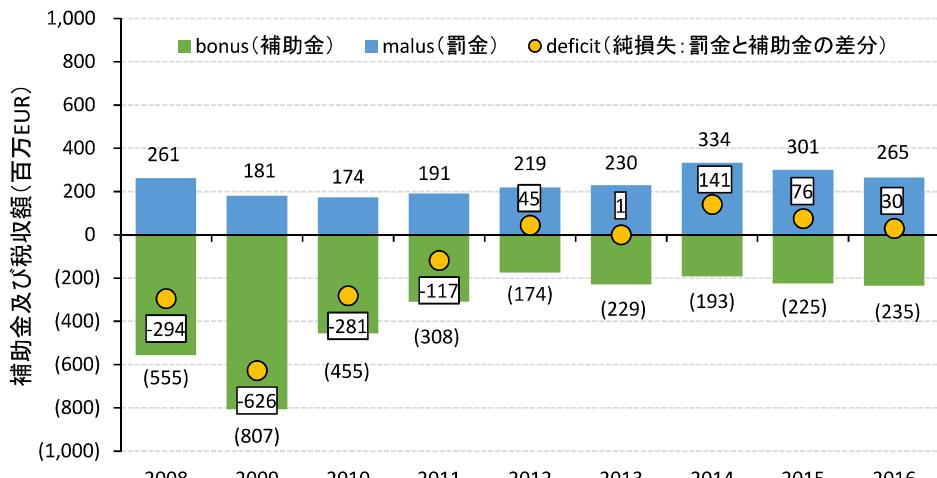
表：コンバージョンプレミアムの補助金額

対象車種	世帯区分	補助金額
新車電気自動車	—	2,500EUR
130gCO ₂ /km 未満かつ Crit' air のレベル1または2を満たす内燃機関自動車・中古電気自動車	課税世帯	1,000EUR
	非課税世帯	2,000EUR
電気二輪車・電気三輪車	課税世帯	100EUR
	非課税世帯	1,100EUR

・ 電動アシスト自転車ボーナス(bonus vélo)

2017年2月19日より、最大定格出力が250Wで、補助速度範囲が25km/h以内の電動アシスト自転車(高速道路法第R.311-1条の条件を満たすもの)の購入に対し、取得価格の20%(上限200EUR)を補助。但し、他の自治体による同様の補助金制度との併用は不可。

税収推移



図：bonus-malus の補助金及び税収推移

(出典)Ministère de la Transition écologique et solidaire (2013)「Evaluation économique du dispositif d'écopastille sur la période 2008–2012」及びフランス環境連帯移行省へのヒアリングに基づき作成。

1.4 付加価値税 (Taxe sur la valeur ajoutée; TVA)

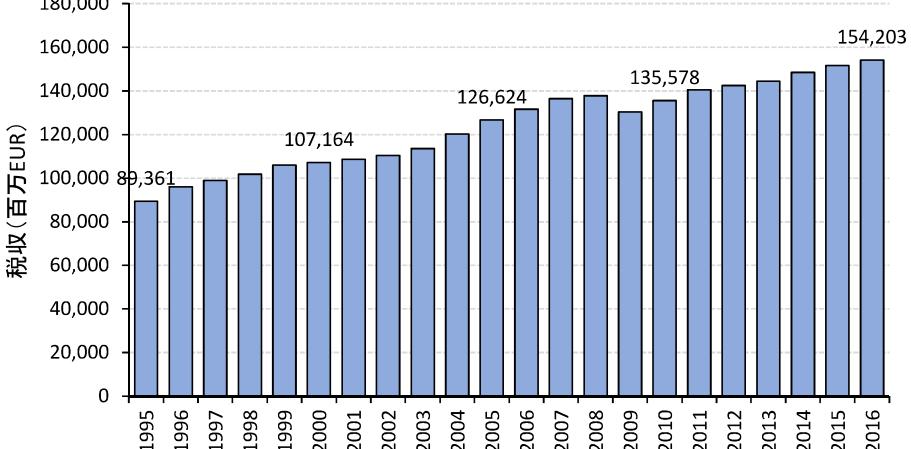
導入年	1968 年
課税主体	国
課税客体 ⁵²	国内における全ての財の取引又はサービスの提供、輸入貨物
納税義務者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者
納税時期	1か月毎(但し、課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができ、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる)
納税方法	納税義務者が納付すべき税額を、個々の取引に係るインボイス(税額が明記された取引伝票)に基づき算出する。課税売上に係る税額から、仕入れに係るインボイスに記載されている税額の合計額を差し引いたものが、納付税額となる。
課税標準	財貨の引渡又はサービスの提供の対価の額、輸入の際の引取価格
税率／税額表	標準税率は 20%。但し、品目に応じて非課税・軽減税率(2.1%、5.5%、10%)が適用され、さらにコルス島や海外県は本国と税率が異なる。地域別の非課税・軽減税率の適用品目例は以下のとおり。

表：本国、コルス島、海外県における非課税・軽減税率の適用品目⁵³

適用品目	税率		
	本国	コルス島	海外県
ほぼ全ての財の取引及びサービスの供給	20%	20%	8.5%
乗馬センター(身体およびスポーツ活動のために動物を使用する権利に対応するサービス)	20%	20%	8.5%
アルコール飲料(現場で消費する)	20%	10%	8.5%
アルコール飲料(持ち帰りまたは納品する)	20%	20%	8.5%
特定の食品:菓子、植物性脂肪(マーガリン)、キャビア、チョコレート、チョコレートまたはココアを含む複合製品	20%	20%	8.5%
食品や農作物に使用されていない未加工農産物または魚製品	20%	20%	8.5%
ノンアルコール飲料又は水(現場で消費する)	5.5%	2.1%	2.1%
ノンアルコール飲料又は水(持ち帰りまたは納品する)	10%	10%	2.1%
学校の食堂	5.5%	2.1%	2.1%
動物用飼料用農産物または未加工魚製品	10%	2.1%	2.1%
食料品(卵、肉、魚、甲殻類、海産物、野菜、果物など)	5.5%	5.5%	5.5%
ホテル内の宿泊施設、家具付きレンタル、機内キャンプ	10%	2.1%	2.1%
社宅で提供される宿泊施設および支援サービス	5.5%	5.5%	2.1%
住居の改築作業(省エネ改修)	5.5%	5.5%	2.1%
住居の改築作業(省エネ改修以外)	10%	10%	2.1%
特別な機器および器具、従業員(障害者または高齢者)	5.5%	5.5%	2.1%
ガス・電気料金(最大 36kW)	5.5%	2.1%	2.1%

⁵² Code général des impôts Article 256 (一般税法典 第 256 条)

⁵³ Code général des impôts Article 261-261G, 278-0 bis-281 nonies, 298 septies 等

税率／税額表	動物園や映画館での入場料	5.5%	2.1%	2.1%																																														
	植物公園、博物館、モニュメント、展示会、見本市、ショ一、見本市の試合、見本市や文化の名所の入場料	10%	2.1%	2.1%																																														
	スポーツイベント(試合、競技、カーレース)のチケット料	5.5%	5.5%	2.1%																																														
	菓料(社会保障によって払戻されるもの)	2.1%	2.1%	2.1%																																														
	菓料(社会保障によって払戻されないもの)	10%	10%	2.1%																																														
	HIV 自己検査料	5.5%	5.5%	2.1%																																														
	著作者または著作権者による原美術作品の販売	5.5%	5.5%	2.1%																																														
	旅客輸送	10%	2.1%	2.1%																																														
	報道機関による定期刊行物およびニュースリリースの印刷	10%	2.1%	2.1%																																														
	オンラインプレスを含むプレスリリース	2.1%	2.1%	1.05%																																														
税収使途	一般財源(一部医療保険に充当)																																																	
グリーン化に係る減免措置・重課等	なし																																																	
税収推移	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>税収 (百万EUR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1995</td><td>89,361</td></tr> <tr><td>1996</td><td>95,000</td></tr> <tr><td>1997</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>1998</td><td>102,000</td></tr> <tr><td>1999</td><td>105,000</td></tr> <tr><td>2000</td><td>107,164</td></tr> <tr><td>2001</td><td>108,000</td></tr> <tr><td>2002</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>2003</td><td>112,000</td></tr> <tr><td>2004</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>2005</td><td>126,624</td></tr> <tr><td>2006</td><td>130,000</td></tr> <tr><td>2007</td><td>135,000</td></tr> <tr><td>2008</td><td>138,000</td></tr> <tr><td>2009</td><td>135,578</td></tr> <tr><td>2010</td><td>138,000</td></tr> <tr><td>2011</td><td>140,000</td></tr> <tr><td>2012</td><td>142,000</td></tr> <tr><td>2013</td><td>145,000</td></tr> <tr><td>2014</td><td>148,000</td></tr> <tr><td>2015</td><td>152,000</td></tr> <tr><td>2016</td><td>154,203</td></tr> </tbody> </table>	年	税収 (百万EUR)	1995	89,361	1996	95,000	1997	100,000	1998	102,000	1999	105,000	2000	107,164	2001	108,000	2002	110,000	2003	112,000	2004	120,000	2005	126,624	2006	130,000	2007	135,000	2008	138,000	2009	135,578	2010	138,000	2011	140,000	2012	142,000	2013	145,000	2014	148,000	2015	152,000	2016	154,203			
年	税収 (百万EUR)																																																	
1995	89,361																																																	
1996	95,000																																																	
1997	100,000																																																	
1998	102,000																																																	
1999	105,000																																																	
2000	107,164																																																	
2001	108,000																																																	
2002	110,000																																																	
2003	112,000																																																	
2004	120,000																																																	
2005	126,624																																																	
2006	130,000																																																	
2007	135,000																																																	
2008	138,000																																																	
2009	135,578																																																	
2010	138,000																																																	
2011	140,000																																																	
2012	142,000																																																	
2013	145,000																																																	
2014	148,000																																																	
2015	152,000																																																	
2016	154,203																																																	

図：付加価値税の税収推移

(出典) European Comission taxation and Customs Union ウェブページ「Data on taxation - National tax lists」

2. 保有段階の課税

2.1 社有自動車税 (Taxe sur les véhicules des sociétés; TVS)⁵⁴

導入年	1979 年
課税主体	国
課税客体	国内で企業が保有する乗用車(所有者の国籍や車両登録した国がフランスでなくとも課税対象となる)
納税義務者	国内のあらゆる営利企業
納税時期	毎年 1 月
納税方法	各企業の VAT 申告書(TVA déposée)と併せて支払い
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 排出量または課税馬力(登録開始年または保有開始年に応じて異なる) ・ 燃料種及び初度登録年
税率／税額表	<p>課税期間は 1 月 1 日～12 月 31 日。保有開始年の納税額は、保有を開始した四半期から当該暦年の残りの四半期までを課税期間とする。四半期の税率は当該税率の 4 分の 1 とする(例:4 月に購入した社有乗用車は 3 四半期分(4～6 月、7～9 月、10～12 月)として税率に 4 分の 3 を乗じた税額を支払う)。</p> <p>社有自動車税の税額は「CO2 排出量または課税馬力を課税標準とする要素」と「燃料種を課税標準とする要素」から計算された税額の合計値となる。但し、企業内の従業員個人または管理者個人が保有する場合は、年間走行距離に応じて重み付け係数(0・25・50・75・100%)を乗じた額に減額される。企業は保有する全ての社有乗用車の税額を合計した上で、そこから 15,000EUR を差し引いた額を納税する。</p> <p>・ CO2 排出量または課税馬力を課税標準とする要素</p> <p>2004 年 6 月 1 日以降に新車登録された社有乗用車または 2006 年 1 月 1 日以降に企業が保有を開始した社有乗用車は、CO2 排出量を課税標準として以下に示す税額が課される。それ以外の社有乗用車(2004 年 5 月 30 日以前に新車登録された社有乗用車または 2005 年 12 月 31 日以前に企業が保有を開始した社有乗用車)は、課税馬力を課税標準として以下に示す税額が課される。</p>

⁵⁴ Code général des impôts Article 1010 (一般税法典 第 1010 条)

税率／
税額表

表：CO2 排出量を課税標準とする社有自動車税の税額

CO2 排出量	gCO2 当たり税率(EUR/gCO2)
20gCO2/km 以下	0
21～60gCO2/km	1
61～100gCO2/km	2
100～120gCO2/km	4.5
121～140gCO2/km	6.5
141～160gCO2/km	13
161～200gCO2/km	19.5
201～250gCO2/km	23.5
250gCO2/km 超	29

表：課税馬力を課税標準とする社有自動車税の税額

課税馬力	税額 (EUR)
3CV 以下	750
4～6CV	1,400
7～10CV	3,000
11～15CV	3,600
15CV 超	4,500

・ 燃料種及び初度登録年を課税標準とする要素

大気汚染物質の排出量に応じた課税として、燃料種及び初度登録年を課税標準として以下に示す税額が課される。

表：燃料種及び初度登録年を課税標準とする社有自動車税の税額

初度登録年	税額 (EUR)	
	ディーゼル／ディーゼル HV	ガソリン／ガソリン HV
2000 年以前	600	70
2001～2005 年	400	45
2006～2010 年	300	45
2011～2014 年	100	45
2015 年以降	40	20

・ 従業員個人または管理者個人が保有する場合の重み付け係数による
減免措置⁵⁵

従業員個人または管理者個人が保有及び管理する社有乗用車に対しては、以下に示す年間走行距離に応じて重み付け係数を乗じた額が課税額となる。

⁵⁵ Code général des impôts Article 1010 A (一般税法典 第 1010A 条)

税率／税額表	<p>表：個人所有車両に対する社有自動車税の重み付け係数</p> <table border="1" data-bbox="632 339 1124 579"> <thead> <tr> <th>年間走行距離</th><th>重み付け係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～15,000km</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>15,001～25,000km</td><td>25%</td></tr> <tr> <td>25,001～35,000km</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>35,001～45,000km</td><td>75%</td></tr> <tr> <td>45,001km 以上</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>	年間走行距離	重み付け係数	0～15,000km	0%	15,001～25,000km	25%	25,001～35,000km	50%	35,001～45,000km	75%	45,001km 以上	100%																																		
年間走行距離	重み付け係数																																														
0～15,000km	0%																																														
15,001～25,000km	25%																																														
25,001～35,000km	50%																																														
35,001～45,000km	75%																																														
45,001km 以上	100%																																														
税収使途	社会保障機関に充当																																														
グリーン化に係る減免措置・重課等	<p>ガソリンハイブリッド車、バイオエタノール(E85)車、天然ガス車は、CO₂ 排出量に応じて以下の減免措置が適用されるが、ディーゼルハイブリッド車には減免措置は適用されない。電気自動車は 60gCO₂/km 以下に該当するため、課税対象から除外される。</p> <p>表：次世代自動車に対する社有自動車税の減免措置</p> <table border="1" data-bbox="593 923 1165 1080"> <thead> <tr> <th>CO₂ 排出量</th><th>減免措置の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60gCO₂/km 以下</td><td>全額免除</td></tr> <tr> <td>61～100gCO₂/km</td><td>12か月分免除</td></tr> <tr> <td>101～110gCO₂/km</td><td>減免措置なし</td></tr> </tbody> </table>	CO ₂ 排出量	減免措置の内容	60gCO ₂ /km 以下	全額免除	61～100gCO ₂ /km	12か月分免除	101～110gCO ₂ /km	減免措置なし																																						
CO ₂ 排出量	減免措置の内容																																														
60gCO ₂ /km 以下	全額免除																																														
61～100gCO ₂ /km	12か月分免除																																														
101～110gCO ₂ /km	減免措置なし																																														
税収推移	<p>予算書及び欧州委員会の統計データでは、2001～2003 年の実績値が「nd」となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>税収 (百万EUR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1995</td><td>416</td></tr> <tr><td>1996</td><td>432</td></tr> <tr><td>1997</td><td>432</td></tr> <tr><td>1998</td><td>500</td></tr> <tr><td>1999</td><td>544</td></tr> <tr><td>2000</td><td>644</td></tr> <tr><td>2001</td><td>#N/A</td></tr> <tr><td>2002</td><td>#N/A</td></tr> <tr><td>2003</td><td>#N/A</td></tr> <tr><td>2004</td><td>832</td></tr> <tr><td>2005</td><td>867</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1120</td></tr> <tr><td>2007</td><td>1140</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1080</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1080</td></tr> <tr><td>2010</td><td>992</td></tr> <tr><td>2011</td><td>912</td></tr> <tr><td>2012</td><td>980</td></tr> <tr><td>2013</td><td>860</td></tr> <tr><td>2014</td><td>820</td></tr> <tr><td>2015</td><td>750</td></tr> <tr><td>2016</td><td>692</td></tr> </tbody> </table> <p>図：社有自動車税の税収推移 (出典) European Comission taxation and Customs Union ウェブページ「Data on taxation - National tax lists」</p>	年	税収 (百万EUR)	1995	416	1996	432	1997	432	1998	500	1999	544	2000	644	2001	#N/A	2002	#N/A	2003	#N/A	2004	832	2005	867	2006	1120	2007	1140	2008	1080	2009	1080	2010	992	2011	912	2012	980	2013	860	2014	820	2015	750	2016	692
年	税収 (百万EUR)																																														
1995	416																																														
1996	432																																														
1997	432																																														
1998	500																																														
1999	544																																														
2000	644																																														
2001	#N/A																																														
2002	#N/A																																														
2003	#N/A																																														
2004	832																																														
2005	867																																														
2006	1120																																														
2007	1140																																														
2008	1080																																														
2009	1080																																														
2010	992																																														
2011	912																																														
2012	980																																														
2013	860																																														
2014	820																																														
2015	750																																														
2016	692																																														

2.2 汚染車税 (Malus applicable aux voitures particulières les plus polluantes)⁵⁶

導入年	2009 年								
課税主体	国								
課税客体	初度登録年が 2009 年以降の以下の乗用車。初度登録年が 2009 年以前の場合は課税馬力 16 以上の乗用車が課税客体となる。								
	表：課税客体となる乗用車								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初度登録年</th> <th>課税客体となる CO2 排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009 年</td> <td>250gCO2/km 超</td> </tr> <tr> <td>2010～2011 年</td> <td>245gCO2/km 超</td> </tr> <tr> <td>2012 年以降</td> <td>190gCO2/km 超</td> </tr> </tbody> </table>	初度登録年	課税客体となる CO2 排出量	2009 年	250gCO2/km 超	2010～2011 年	245gCO2/km 超	2012 年以降	190gCO2/km 超
初度登録年	課税客体となる CO2 排出量								
2009 年	250gCO2/km 超								
2010～2011 年	245gCO2/km 超								
2012 年以降	190gCO2/km 超								
納税義務者	課税客体を保有する個人								
納税時期 ⁵⁷	毎年 12 月 31 日 (車両登録証明書の発行年の翌年から対象)								
納税方法 ⁵⁸	内務省が徴税書類を 10 月 31 日までに発行し、12 月 31 日までに納税する								
課税標準	初度登録年及び CO2 排出量(または課税馬力)								
税率／税額表	一律 160EUR								
税収使途 ⁵⁹	一般会計								
グリーン化に係る減免措置・重課等	なし								
税収推移	税収規模が 100 万 EUR 未満と非常に小さく、税収額が公表されていない。								

⁵⁶ Code général des impôts Article 1011 ter (一般税法典 第 1011 ter 条)

⁵⁷ Carte-Grise ウェブページ「Véhicules polluants: malus annuel de 160 €」

⁵⁸ Code général des impôts, annexe 3 – Article 313–0 BR quarter(一般税法典附則3 第 313–0 BR quarter 条)

⁵⁹ Ministère de la Transition écologique et solidaire(2017)「Fiscalité environnementale Un état des lieux JANVIER 2017」

2.3 車軸税 (Taxe spéciale sur certains véhicules routiers; TSVR)⁶⁰

導入年 ⁶¹	1971 年			
課税主体	国			
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 12トン以上で車軸を2つ以上有するトラック ・車両総重量 12トン以上のトラクター・セミトレーラー ・車両総重量 16トン以上のトレーラー 			
納税義務者 ⁶²	課税客体となる重量車の所有者またはリース契約の借主			
納税時期 ⁶³	毎年 1月 1日と 7月 1日			
納税方法	税関オンラインサービス(https://pro.douane.gouv.fr/) 経由で支払い			
課税標準	車両総重量及びエアサスペンションの有無			
税率／税額表 ⁶⁴	<p>車種及び車軸数、車両総重量、エアサスペンションの有無に応じて以下に示す年当たり税額が徴収される。加えて、使用期間や最大許容重量の超過、支払期日の超過により、徴収額の減額や増額が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半年の一部のみ対象車両を使用する場合、使用期間に比例して月単位で課税額を設定 ・最大許容重量の 5%超過毎に、税額の 25%を上乗せ(納税額が 8EUR 以上の場合のみ) ・支払期日から 2ヶ月以上超過した場合、税額の 10%を上乗せ 			
表：車軸税の税額				
車両のカテゴリ		車両総重量	年間税額(EUR)	
			エアサスペンション有	エアサスペンション無
トラック	2 車軸	12 トン以上	62	138
	3 車軸	12 トン以上	112	174
	4 車軸 以上	12～26 トン	74	114
		27 トン以上	182	270
トラクター・ セミトレーラー	1 車軸	12～19 トン	8	16
		20 トン以上	88	154
	2 車軸	12～26 トン	58	86
		27～32 トン	168	234
		33～38 トン	234	354
		39 トン以上	314	466
		3 車軸 以上	12～37 トン	186
			38 トン以上	258
		16 トン以上	60	60
税収使途 ⁶⁵	一般会計(一部、大型車の流通による追加的な道路費用に補填)			

⁶⁰ Code des douanes Article 284 bis (関税法典 第 284 bis 条)

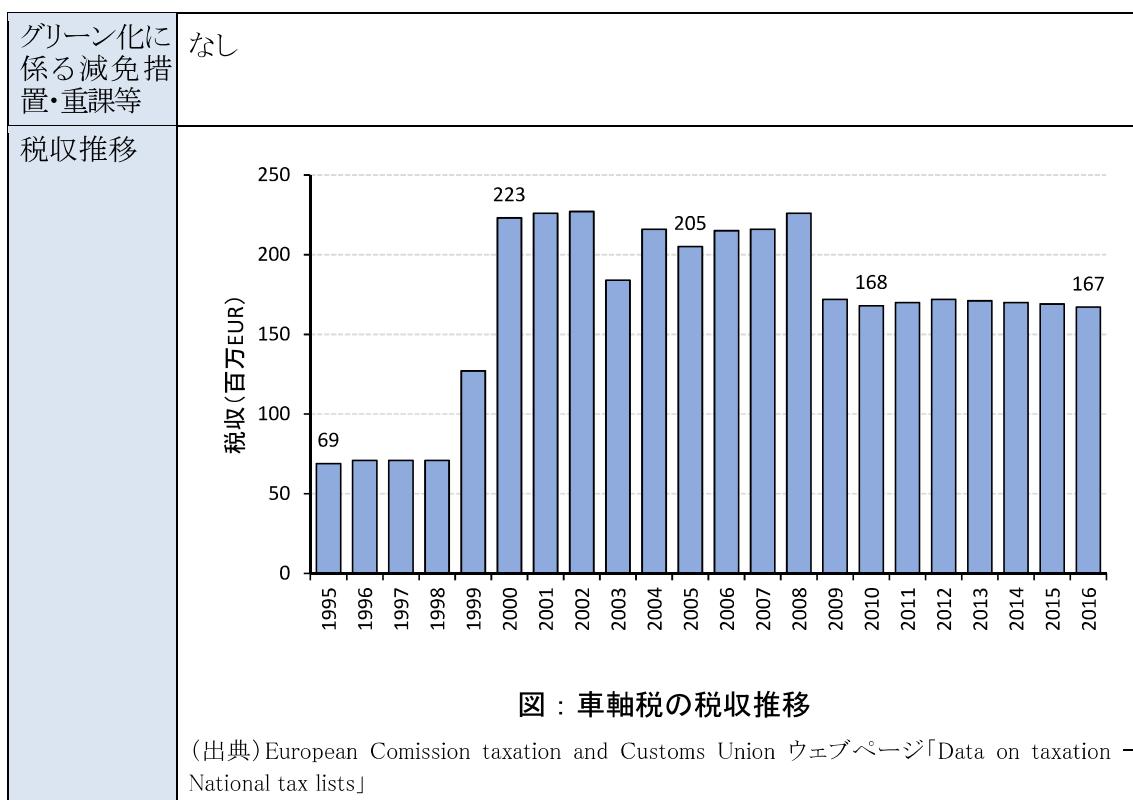
⁶¹ Décret n° 70-1285 du 23 décembre 1970 relatif à la taxe spéciale sur certains véhicules routiers

⁶² Code des douanes Article 284 bis A (関税法典 第 284 bis A 条)

⁶³ Code des douanes Article 284 ter (関税法典 第 284 ter 条)

⁶⁴ Code des douanes Article 284 quater (関税法典 第 284 quater 条)

⁶⁵ Ministère de la Transition écologique et solidaire(2017)「Fiscalité environnementale Un état des lieux JANVIER 2017」



3. 利用段階の課税

3.1 石油製品内国消費税 (Taxe intérieure de consommation sur les produits énergétiques; TICPE)⁶⁶

導入年	1928 年																														
課税主体	国																														
課税客体	燃料として使用されるエネルギー製品(ガソリン、軽油、ジェット燃料、灯油、重油、LPG、天然ガス(燃料用)等)																														
納税義務者	燃料として使用されるエネルギー製品の生産業者及び輸入業者																														
納税時期 ⁶⁷	10 日毎																														
納税方法	最終消費者から収集した TICPE をフランス税関当局に納税する																														
課税標準	各燃料の固有単位																														
税率／税額表	<p>各燃料種の税率は以下のとおり。</p> <table border="1"> <caption>表：主要な燃料における TICPE の基本税率</caption> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レギュラーガソリン／SP 95-E10</td> <td>EUR/100L</td> <td>66.29</td> </tr> <tr> <td>ハイオクガソリン／SP 95-E5</td> <td>EUR/100L</td> <td>68.29</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル</td> <td>EUR/100L</td> <td>59.40</td> </tr> <tr> <td>オフロードディーゼル</td> <td>EUR/100L</td> <td>18.82</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>EUR/100L</td> <td>15.62</td> </tr> <tr> <td>ジェット燃料</td> <td>EUR/100L</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>LPG</td> <td>EUR/100kg</td> <td>20.71</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>EUR/100kg</td> <td>13.95</td> </tr> <tr> <td>天然ガス(輸送用)</td> <td>EUR/100m3</td> <td>5.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガソリン及びディーゼルについては、2011年より各州及びコルシカ島の州協議会により、ガソリン:0.73EUR/100L、ディーゼル:1.35EUR/100L を上限として税率を引上げることが可能となり、その引上げ分は都市交通ネットワークの改善等、特別会計として充当できることとなった⁶⁸。また、2017年1月1日より、イル・ド・フランス州の調整上限が、ガソリン:1.02EUR/100L、ディーゼル:1.89EUR/100L に引き上げられた⁶⁹。以下に2018年時点の州別税率を示す。</p>	燃料種	単位	税率	レギュラーガソリン／SP 95-E10	EUR/100L	66.29	ハイオクガソリン／SP 95-E5	EUR/100L	68.29	ディーゼル	EUR/100L	59.40	オフロードディーゼル	EUR/100L	18.82	灯油	EUR/100L	15.62	ジェット燃料	EUR/100L	免税	LPG	EUR/100kg	20.71	重油	EUR/100kg	13.95	天然ガス(輸送用)	EUR/100m3	5.80
燃料種	単位	税率																													
レギュラーガソリン／SP 95-E10	EUR/100L	66.29																													
ハイオクガソリン／SP 95-E5	EUR/100L	68.29																													
ディーゼル	EUR/100L	59.40																													
オフロードディーゼル	EUR/100L	18.82																													
灯油	EUR/100L	15.62																													
ジェット燃料	EUR/100L	免税																													
LPG	EUR/100kg	20.71																													
重油	EUR/100kg	13.95																													
天然ガス(輸送用)	EUR/100m3	5.80																													

⁶⁶ Code des douanes Article 265 (関税法典 第 265 条)

⁶⁷ 政府財務当局の担当者へのピアリングに基づく。

⁶⁸ Code des douanes Article 265 A bis (関税法典 第 265 A bis 条)

⁶⁹ Code des douanes Article 265 A ter (関税法典 第 265 A ter 条)

	<p style="text-align: center;">表：ガソリン及びディーゼルにおけるTICPEの州別税率⁷⁰</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料種</th><th>単位</th><th>イル=ド=フランス州</th><th>コルシカ島</th><th>他州</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レギュラーガソリン／SP 95-E10</td><td>EUR/100L</td><td>68.04</td><td>66.29</td><td>67.02</td></tr> <tr> <td>ハイオクガソリン／SP 95-E5</td><td>EUR/100L</td><td>70.04</td><td>67.29</td><td>69.02</td></tr> <tr> <td>ディーゼル</td><td>EUR/100L</td><td>62.64</td><td>59.40</td><td>60.75</td></tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	イル=ド=フランス州	コルシカ島	他州	レギュラーガソリン／SP 95-E10	EUR/100L	68.04	66.29	67.02	ハイオクガソリン／SP 95-E5	EUR/100L	70.04	67.29	69.02	ディーゼル	EUR/100L	62.64	59.40	60.75																										
燃料種	単位	イル=ド=フランス州	コルシカ島	他州																																											
レギュラーガソリン／SP 95-E10	EUR/100L	68.04	66.29	67.02																																											
ハイオクガソリン／SP 95-E5	EUR/100L	70.04	67.29	69.02																																											
ディーゼル	EUR/100L	62.64	59.40	60.75																																											
税収使途 ⁷¹	一般会計																																														
グリーン化に 係る減免措 置・重課等	なし																																														
税収推移	<table border="1"> <caption>石油製品内国消費税の税収推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>税収(百万EUR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1995</td><td>21,093</td></tr> <tr><td>1996</td><td>21,345</td></tr> <tr><td>1997</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>1998</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>1999</td><td>23,471</td></tr> <tr><td>2000</td><td>23,500</td></tr> <tr><td>2001</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>2002</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>2003</td><td>23,500</td></tr> <tr><td>2004</td><td>24,084</td></tr> <tr><td>2005</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>2006</td><td>24,500</td></tr> <tr><td>2007</td><td>24,500</td></tr> <tr><td>2008</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>2009</td><td>23,577</td></tr> <tr><td>2010</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>2011</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>2012</td><td>23,500</td></tr> <tr><td>2013</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>2014</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>2015</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>2016</td><td>27,909</td></tr> </tbody> </table>	年	税収(百万EUR)	1995	21,093	1996	21,345	1997	22,000	1998	23,000	1999	23,471	2000	23,500	2001	22,000	2002	23,000	2003	23,500	2004	24,084	2005	24,000	2006	24,500	2007	24,500	2008	24,000	2009	23,577	2010	24,000	2011	24,000	2012	23,500	2013	24,000	2014	24,000	2015	26,000	2016	27,909
年	税収(百万EUR)																																														
1995	21,093																																														
1996	21,345																																														
1997	22,000																																														
1998	23,000																																														
1999	23,471																																														
2000	23,500																																														
2001	22,000																																														
2002	23,000																																														
2003	23,500																																														
2004	24,084																																														
2005	24,000																																														
2006	24,500																																														
2007	24,500																																														
2008	24,000																																														
2009	23,577																																														
2010	24,000																																														
2011	24,000																																														
2012	23,500																																														
2013	24,000																																														
2014	24,000																																														
2015	26,000																																														
2016	27,909																																														

⁷⁰ Ministère de la Transition écologique et solidaire ウェブページ「Fiscalité des énergies」
⁷¹ Ministère de la Transition écologique et solidaire(2017)「Fiscalité environnementale Un état des lieux JANVIER 2017」

3.2 電力最終消費内国税 (Taxe intérieure sur la consommation finale d'électricité; TICFE)⁷²

導入年	2002 年																																
課税主体	国																																
課税客体	最終消費者に供給する電力																																
納稅義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終消費者に供給するために発電又は購入する者 ・ 自家発電による電力を使用する者 																																
納稅時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年の電力供給量が 40TWh 以上の事業者:毎月 25 日 ・ 前年の電力供給量が 40TWh 未満の事業者:四半期毎の基準月 25 日 																																
納稅方法	電力供給事業者は、最終消費者から収集した TICFE をフランス税関当局に納税する。なお、電力供給事業者は、最終消費者への請求書に電力の販売価格とは別に TICFE の課税額を表記する必要がある。																																
課税標準	供給電力量																																
税率／税額表	1MWあたり 22.5EUR																																
税収使途 ⁷³	電力供給事業者の公共電力サービスに関連する追加費用に対する補填																																
グリーン化に係る減免措置・重課等	プラグインハイブリッドバス、電気バスに供給する電力の税率は 1MW あたり 0.5EUR に引下げられる。																																
税収推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>税収 (百万EUR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2002</td><td>1,263</td></tr> <tr><td>2003</td><td>1,350</td></tr> <tr><td>2004</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>2005</td><td>1,694</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>2007</td><td>1,550</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1,936</td></tr> <tr><td>2011</td><td>2,850</td></tr> <tr><td>2012</td><td>3,550</td></tr> <tr><td>2013</td><td>5,150</td></tr> <tr><td>2014</td><td>5,650</td></tr> <tr><td>2015</td><td>6,850</td></tr> <tr><td>2016</td><td>7,267</td></tr> </tbody> </table>	年	税収 (百万EUR)	2002	1,263	2003	1,350	2004	1,700	2005	1,694	2006	1,650	2007	1,550	2008	1,650	2009	1,650	2010	1,936	2011	2,850	2012	3,550	2013	5,150	2014	5,650	2015	6,850	2016	7,267
年	税収 (百万EUR)																																
2002	1,263																																
2003	1,350																																
2004	1,700																																
2005	1,694																																
2006	1,650																																
2007	1,550																																
2008	1,650																																
2009	1,650																																
2010	1,936																																
2011	2,850																																
2012	3,550																																
2013	5,150																																
2014	5,650																																
2015	6,850																																
2016	7,267																																

図：電力最終消費内国税の税収推移

(出典) European Comission taxation and Customs Union ウェブページ「Data on taxation - National tax lists」

⁷² Code des douanes Article 266 quinque C (関税法典 第 266 quinque C 条)

⁷³ Ministère de la Transition écologique et solidaire(2017)「Fiscalité environnementale Un état des lieux JANVIER 2017」

3.3 電力最終消費税 (Taxe sur la consommation finale d'électricité; TCFE)

導入年 ⁷⁴	2011年								
課税主体	県・市町村								
課税客体	最終消費者に供給する電力								
納税義務者	電力供給事業者								
納税時期 ⁷⁵	四半期毎								
納税方法	納税義務者は、税収の清算や徴収に係る情報を申告書を公認会計士に提出し、それに応じた額を納税する。								
課税標準	契約容量(企業向け・非企業向け)及び電力消費量								
税率／税額表	<p>契約容量(企業向け・非企業向け)に応じて 1MWhあたり基本税率は以下のとおり設定されており、2016 年 1 月 1 日以降、基本税率は 2013 年基準の平均消費者物価指数(タバコを除く)の比率に応じて毎年更新されている。基本税率に次項に示す県による乗数を乗じた額と市町村による乗数を乗じた額の合計が、TCFE の課税額となる。</p> <p style="text-align: center;">表 : TCFE の基本税率⁷⁶</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>税率(EUR/MWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非企業向け電力</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>契約容量 36kVA 未満の企業向け電力</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>契約容量 36～250kVA の企業向け電力</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県による乗数⁷⁷ 2、4、4.25 のいずれかから県が選択する。当該年の県による乗数は前年 10 月 1 日より前に県議会で決定される。 ・ 市町村(コミューン)による乗数⁷⁸ 0、2、4、6、8、8.5、10、12 のいずれかから市町村が選択する。当該年の市町村による乗数は前年 10 月 1 日より前に市町村議会で決定される 	燃料種	税率(EUR/MWh)	非企業向け電力	0.75	契約容量 36kVA 未満の企業向け電力	0.25	契約容量 36～250kVA の企業向け電力	
燃料種	税率(EUR/MWh)								
非企業向け電力	0.75								
契約容量 36kVA 未満の企業向け電力	0.25								
契約容量 36～250kVA の企業向け電力									
税収使途 ⁷⁹	県、市町村、コミューン間協力公施設法人 (EPCI; établissements publics de coopération intercommunale) の財源								

⁷⁴ 「TAXE SUR LA CONSOMMATION FINALE D'ÉLECTRICITÉ (TCFE)」(税務当局ウェブページ)
<https://www.impots.gouv.fr/portail/taxe-sur-la-consommation-finale-delectricite-tfce>

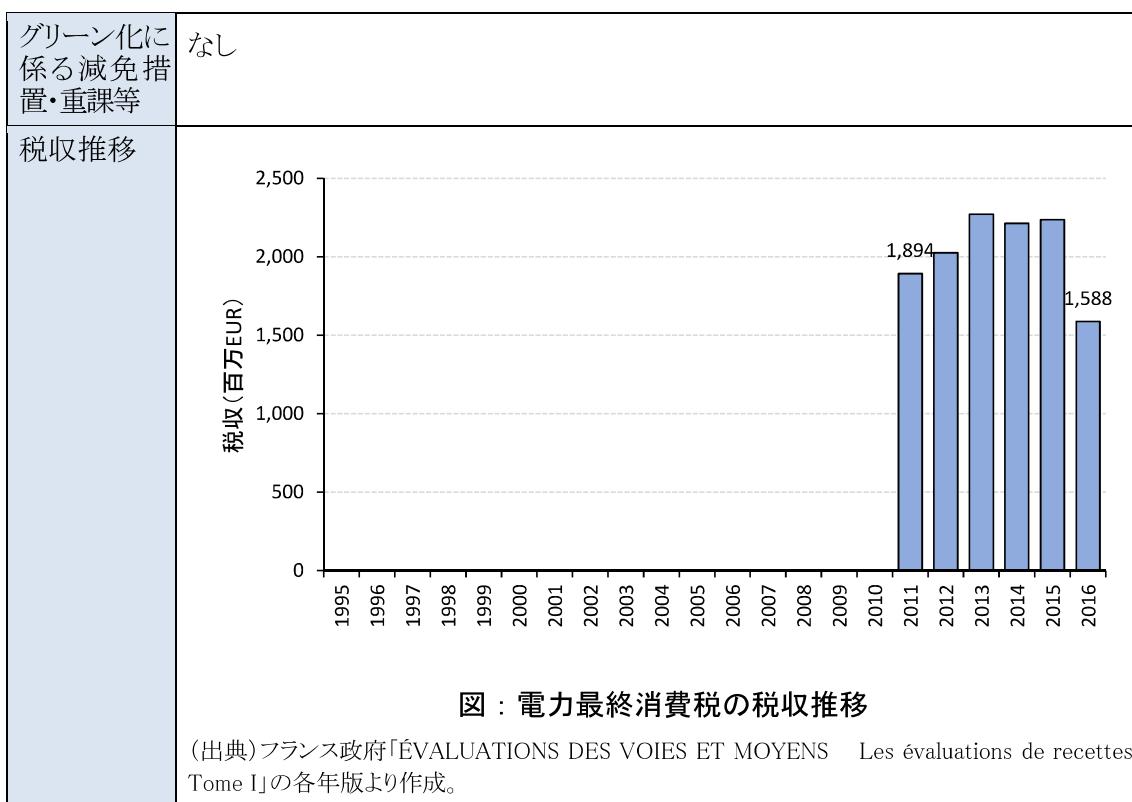
⁷⁵ Code général des collectivités territoriales Article L3333-3-1 (地方団体一般税法典 第 L3333-3-1 条)

⁷⁶ Code général des collectivités territoriales Article L3333-3 (地方団体一般税法典 第 L3333-3 条)

⁷⁷ Code général des collectivités territoriales Article L3333-3 (地方団体一般税法典 第 L3333-3 条)

⁷⁸ Code général des collectivités territoriales Article L2333-4 (地方団体一般税法典 第 L2333-4 条)

⁷⁹ Ministère de la Transition écologique et solidaire(2017)「Fiscalité environnementale Un état des lieux JANVIER 2017」



3.4 エコタックス (écotaxe)

導入及び無期限延期の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007 年に開催された環境グルネル会議にて、エコタックスの創設が議論される。 ・ 2009 年の財政法を規定する 2008 年 12 月の法令(LOI n° 2008-1425 du 27 décembre 2008 de finances pour 2009) 第 153 条において、関税法典第 269～283 条にエコタックスの具体的な規定を行う旨が明記される⁸⁰。 ・ 2011 年 10 月、エコタックスにおける GPS 機器や位置情報計測レーダー等の徴税システムの委託事業者であるエコムーヴ(ecomouv)社が、2013 年中頃の制度導入に向け、各州とのパートナーシップ契約に署名⁸¹。 ・ 2013 年 7 月、エコタックスの導入に向け 3.5 トン超の貨物車に対する車両登録を開始⁸²。 ・ 2013 年 9 月、エコムーヴ社が提供するデバイスに誤作動が見つかったため、2014 年 1 月 1 日に導入を延期することを発表⁸³。 ・ 2013 年 10 月 14 日、ブルターニュ州でエコタックス導入に対する抗議デモが発生。3 週間(毎週土曜 14 日、21 日、28 日)にわたり抗議を行う。 ・ 2013 年 10 月 26 日、Pont-de-Buis で 1000 人規模のデモ隊が警官隊と衝突。デモ参加者は赤い帽子を被り、「ボンネット・ルージュ(bonnet rouge)」と称され、デモの象徴となる⁸⁴。 ・ 2013 年 10 月 29 日、当時のエロー首相がエコタックスの無期限停止を宣言。但し、廃止ではないため、導入の可能性を残す宣言と捉える報道がなされる⁸⁵。 ・ 2013 年 11 月 2 日、Quimper で 15,000 人規模のデモ隊が警官隊と衝突⁸⁶。レーダー装置への放火や破壊が行われた。その後は徐々に沈静化が進む。 ・ 2016 年 12 月の法令(LOI n° 2016-1917 du 29 décembre 2016) 第 84 条において、関税法典におけるエコタックス関連の条文が廃止される旨が明記される⁸⁷。 ・ 道路新産業開発機構(2018)では、他の税制との調整をせず、エコタックス分を上乗せする形で課税をしたことが、導入延期に繋がったと指摘している。
導入予定年	2014 年

⁸⁰ 「LOI n° 2008-1425 du 27 décembre 2008 de finances pour 2009 (1)」(Légifrance ウェブページ) <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019995721&categorieLien=id>

⁸¹ 「Taxe poids lourds : signature du contrat de partenariat relatif à sa collecte」(経済財政省ウェブページ) <https://www.economie.gouv.fr/taxe-poids-lourds-signature-du-contrat-de-partenariat-relatif-a-la-collecte>

⁸² 「Ecotaxe poids lourds : l'enregistrement des véhicules a commencé」(経済財政省ウェブページ) <https://www.economie.gouv.fr/ecotaxe-poids-lourds-debut-enregistrement-vehicules>

⁸³ 「Report de l'entrée en vigueur de l'écotaxe poids lourds au 1er janvier 2014」(経済財政省ウェブページ) <https://www.economie.gouv.fr/report-lentree-en-vigueur-lecotaxe-poids-lourds-au-1er-janvier-2014>

⁸⁴ 「Ecotaxe : les étonnantes alliances de la fronde bretonne」(lemonde 社ウェブページ) https://www.lemonde.fr/politique/article/2013/10/29/les-etonnantes-alliances-de-la-fronde-bretonne_3504692_823448.html

⁸⁵ 「Ayrault sur l'écotaxe : "suspension n'est pas suppression"」(lemonde 社ウェブページ) https://www.lemonde.fr/politique/article/2013/10/29/ayrault-suspend-la-mise-en-uvre-de-l-ecotaxe-sur-tout-le-territoir_3504798_823448.html

⁸⁶ 「Environ 15 000 "bonnets rouges" ont manifesté à Quimper」(lemonde 社ウェブページ) https://www.lemonde.fr/economie/article/2013/11/02/echaufourees-a-quimper-entre-bonnets-rouges-et-forces-de-l-order_3507212_3234.html

⁸⁷ 「LOI n° 2016-1917 du 29 décembre 2016 de finances pour 2017 (1)」(Légifrance ウェブページ) https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=EB77FE07DEB751C161F2A90121BEB843.tplgrfr32s_2?cidTexte=JORFTEXT000033734169&dateTexte=20190123

課税主体	国																								
課税客体	貨物車による課税対象道路上の走行。課税対象道路は、無料高速道路、国道(約 10,000km)及び地方道(約 5,000km)の合計約 15,000km。																								
納税義務者 ⁸⁸	3.5トン以上の貨物車の所有者又はリース車の運転者(国外からの通行車両も含む)																								
納税時期 ⁸⁹	毎月 10 日																								
納税方法	エコムーヴ社が管理する車両の登録情報及び GPS 装置による位置情報に基づき徴税額を算定し、納税義務者に対して支払額を通知することで納税する																								
課税標準 ⁹⁰	走行距離、車軸及び車両総重量、欧州排ガス規制 ※課税標準の設定は、欧州指令と密接に関係(BOX 2 参照)																								
税率／税額表 ⁹¹	走行距離あたりの税額に、欧州排ガス規制に応じた係数に 1 を加えた値を乗じた額を税率とする。 表：車両総重量及び車軸数に応じた走行距離あたり税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率(ct/km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両総重量 12 トン未満かつ 2 軸</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 12 トン以上かつ 2~3 軸</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>4 軸以上</td> <td>15.4</td> </tr> </tbody> </table> 表：欧州排ガス規制に応じた係数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>排ガス規制値</th> <th>電気自動車</th> <th>EURO VI EURO V +EEV</th> <th>EURO V</th> <th>EURO IV</th> <th>EURO III</th> <th>EURO II</th> <th>EURO I +これ以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数</td> <td>-40%</td> <td>-15%</td> <td>-5%</td> <td>0%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率(ct/km)	車両総重量 12 トン未満かつ 2 軸	8.8	車両総重量 12 トン以上かつ 2~3 軸	11.1	4 軸以上	15.4	排ガス規制値	電気自動車	EURO VI EURO V +EEV	EURO V	EURO IV	EURO III	EURO II	EURO I +これ以前	係数	-40%	-15%	-5%	0%	10%	15%	20%
車種	税率(ct/km)																								
車両総重量 12 トン未満かつ 2 軸	8.8																								
車両総重量 12 トン以上かつ 2~3 軸	11.1																								
4 軸以上	15.4																								
排ガス規制値	電気自動車	EURO VI EURO V +EEV	EURO V	EURO IV	EURO III	EURO II	EURO I +これ以前																		
係数	-40%	-15%	-5%	0%	10%	15%	20%																		
税収使途 ⁹²	税収見込額 889.84 百万 EUR のうち、交通インフラ資金調達庁(Agence de financement des infrastructures de transport de France; AFITF)に対して 684 百万 EUR、地方政府に対して 159.84 百万 EUR が充当される予定だった。なお、AFITF を通じて約 230 百万 EUR はエコムーヴ社の料金徴収経費として支払われることとなっていた。																								
グリーン化に係る減免措置・重課等	電気自動車に対して最も軽減率の高い税率を適用																								

⁸⁸ Code des douanes Article 272 (関税法典 第 272 条)

⁸⁹ Code des douanes Article 275 (関税法典 第 276 条)

⁹⁰ Code des douanes Article 275 (関税法典 第 275 条)

⁹¹ 「トラック走行課税のエコタックス制度を開始へ—2014 年 1 月 1 日から 3.5 トン以上の貨物車が対象—」(JETRO ウェブページ) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/10/526a02b4bc3b8.html>

⁹² Cour des comptes(2017)「Rapport public annuel 2017 – L'écotaxe poids lourds : un échec stratégique, un abandon coûteux-」

税収	889.84 百万 EUR								
BOX 2 重量貨物車の走行距離課金に関する欧州指令の経緯									
<p>フランスのエコタックスの税率設定は、重量貨物車の走行距離課金に関する欧州指令に紐付くものであり、重量貨物車に対する走行距離課税はドイツやオーストリアなどで既に導入されている。欧州指令では、道路損傷や大気汚染、騒音による外部費用の内部化を目的に、重量貨物車に対する走行距離に応じた課徴金を推奨している。ここでは、欧州指令の経緯と概要についてまとめた。</p>									
<p><u>欧州指令の経緯と概要</u></p> <p>現行の指令は、1999 年に制定され、2006 年および 2011 年に改正されている。制定当初は道路損傷の外部費用のみを対象としていたが、2011 年の改正により大気汚染と騒音の外部費用も考慮することが求められている。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d3d3d3;"> <th style="text-align: left; padding: 5px;">年月</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">各指令の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1999 年 7 月</td> <td style="padding: 5px;"> 欧州指令(Directive 1999/62/EC; Eurovignette I) 制定 ➤ 12 トン以上の重量貨物車に対し、道路損傷等のインフラ費用に対する課金の考え方を規定 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2006 年 6 月</td> <td style="padding: 5px;"> 欧州指令(Directive 2006/38/EC; Eurovignette II) 制定 ➤ 対象車両や対象道路の拡大等を規定。車軸数、車両総重量、エアサスペンションの有無などに応じた車両クラスを設定し、クラスに応じた税率の設定を推奨。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2011 年 10 月</td> <td style="padding: 5px;"> 欧州指令(Directive 2011/76/EU; Eurovignette III) 制定 ➤ 道路損傷に加え、大気汚染及び騒音の外部費用に対する課金の考え方を規定。大気汚染は欧州排ガス規制と紐付く設定を推奨。 </td> </tr> </tbody> </table>		年月	各指令の概要	1999 年 7 月	欧州指令(Directive 1999/62/EC; Eurovignette I) 制定 ➤ 12 トン以上の重量貨物車に対し、道路損傷等のインフラ費用に対する課金の考え方を規定	2006 年 6 月	欧州指令(Directive 2006/38/EC; Eurovignette II) 制定 ➤ 対象車両や対象道路の拡大等を規定。車軸数、車両総重量、エアサスペンションの有無などに応じた車両クラスを設定し、クラスに応じた税率の設定を推奨。	2011 年 10 月	欧州指令(Directive 2011/76/EU; Eurovignette III) 制定 ➤ 道路損傷に加え、大気汚染及び騒音の外部費用に対する課金の考え方を規定。大気汚染は欧州排ガス規制と紐付く設定を推奨。
年月	各指令の概要								
1999 年 7 月	欧州指令(Directive 1999/62/EC; Eurovignette I) 制定 ➤ 12 トン以上の重量貨物車に対し、道路損傷等のインフラ費用に対する課金の考え方を規定								
2006 年 6 月	欧州指令(Directive 2006/38/EC; Eurovignette II) 制定 ➤ 対象車両や対象道路の拡大等を規定。車軸数、車両総重量、エアサスペンションの有無などに応じた車両クラスを設定し、クラスに応じた税率の設定を推奨。								
2011 年 10 月	欧州指令(Directive 2011/76/EU; Eurovignette III) 制定 ➤ 道路損傷に加え、大気汚染及び騒音の外部費用に対する課金の考え方を規定。大気汚染は欧州排ガス規制と紐付く設定を推奨。								

4. 自動車関連税収

2016 年における各税目の税収及び国税または地方税に占める割合は以下のとおり。国税においては、利用段階の石油製品内国消費税と電力最終内国消費税で約 10%を占めている。但し、これらの税収は必ずしも自動車のみの利用に紐付くものではない。他方で地方税では、自動車登録税が 1.7%を占めている。

表 III-2 : 2016 年における各税目の税収と全体に占める割合（国税・地方税別）

(税収単位:百万 EUR)

税目	税収	割合
国税全体	348,762	-
職業訓練税	60	0.02%
社有自動車税	692	0.20%
車軸税	167	0.05%
石油製品内国消費税	27,909	8.00%
電力最終消費内国税	7,267	2.08%

税目	税収	割合
地方税全体	129,543	-
自動車登録税	2,188	1.69%
電力最終消費税	1,588	1.23%

全ての税収が自動車に紐付かない利用段階の税目を除き、取得段階及び保有段階の自動車関連税における 2004 年から 2016 年までの税収推移を以下に示す。これらの税収の合計は直近 5 年は減少傾向にあるが、概ね横ばいとなっている。なお、職業訓練税の 2005～2006、2014～2015 年の税収は各年の予算書によれば「nd」となっており、データがない。

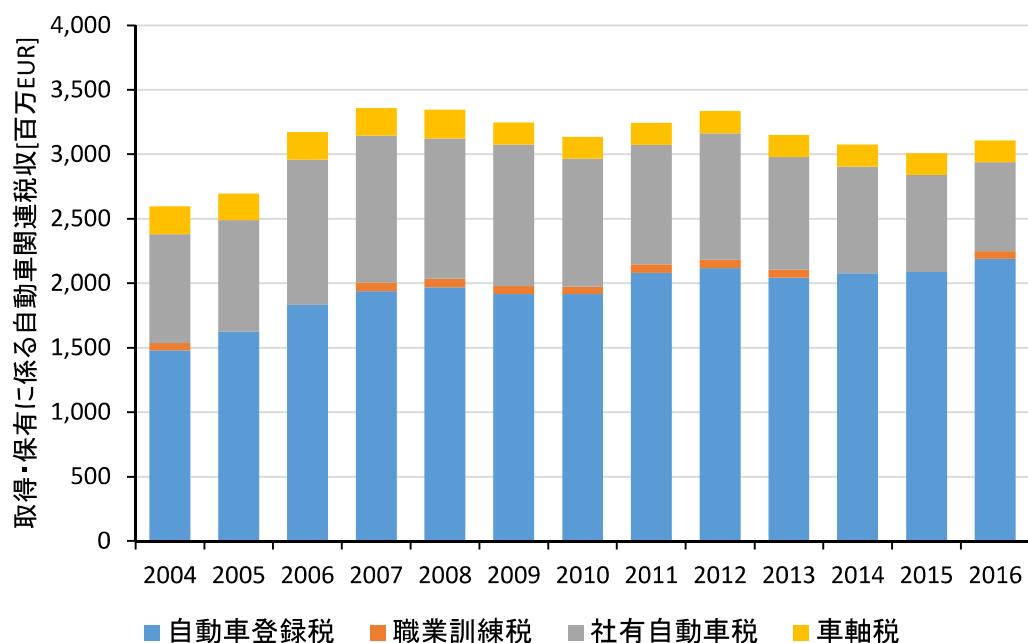


図 III-1 : 取得段階及び保有段階の自動車関連税収の推移（2004～2016 年）